

令和 4 年 6 月 7 日現在

機関番号：12501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K17988

研究課題名(和文) 里親経験の社会的解明 - 日・英の事例から -

研究課題名(英文) A Sociological Approach to the Foster Care Experience: Cases from Japan and the U.K.

研究代表者

安藤 藍 (ANDO, Ai)

千葉大学・教育学部・准教授

研究者番号：20750441

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究を通じた主な研究成果は大別して3点である。まず、ファミリーホームならびに里親養育に関する課題を可視化することができた。次に、英国のフィールド調査を通じて、英国の社会的共同親の概念のインパクト、里親の種別による意味づけの違いを描くことができた。さらに、以上の日英の調査結果により、比較文化的な里親経験の差異を考察したほか、ボランティア/専門家、家族/仕事等、ケアラーによるケアの有償性の解釈方法という普遍的なテーマにも発展した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究を通して、里親養育を推進する機運に実証研究による知見を提供するほか、国際比較により日本の施策を相対化し、転換期の日本の里親養育のあり方に再考の視点を提供するものでもある。また本研究は里親研究にとどまらず、ケアの公私分担をめぐる理論的・実践的示唆を得る点で領域横断的な学術的意義を有し、少子高齢社会の家族政策や児童福祉領域の諸実践への波及効果を見込む社会的意義があるといえる。

研究成果の概要(英文)：In this research project, we have produced three main outputs. First, we visualized issues related to family-homes and foster care in Japan. Second, we clarified the impact of the concept of corporate-parenting in the UK and the differences in the meaning of the concept depending on the type of foster carers through the field research in the UK. Furthermore, the above findings from Japan and the UK led us to examine comparative cultural differences in the foster care experience, and also developed the universal theme of how caregivers interpret the paid care work using vocabulary such as volunteer/professional, family/work.

研究分野：社会学

キーワード：里親 ファミリーホーム 社会的養護 家庭養護 ケアの社会学 国際比較

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

児童虐待相談件数の増加や東日本大震災後の震災遺児対応等を背景に、里親制度への関心が高まっていた。研究開始後も社会的養護改革は進み、新しい社会的養育ビジョン(2017年8月)公表、2019年度末までに都道府県社会的養育推進計画の策定等が取り組まれた。しかし、里親委託推進に注力される反面、里親自身への経験的研究の蓄積は浅かった。

学術的には、児童福祉領域の里親研究の蓄積が中心となってきたが、里親委託数増加策の検討、心理的・制度的支援の充実等を目的とする実践的な研究が主流を占めた(櫻井1999ほか多数)。その結果、臨床実践上のニーズを離れた、里親たちの経験や日常世界の意味解釈は、学問的課題として劣位におかれがちであった。他方で、家族社会学領域を中心に、血縁や婚姻小家族にとらわれない「家族のオルタナティブ」「生きる基盤」(牟田編2009)を模索する実証的な研究群が蓄積されている。里親養育も、血縁や法的基盤によらない多様な家族の一つとして注目され始めた(和泉広恵2006、園井ゆり2013)。本研究もこれらの研究と一部視点を共有するが、里親が公的に制度づけられた存在としての側面を持つ点には関心を払うべきであると考えた。

そこで申請者は、里親を「福祉的文脈」と「家族的文脈」の交錯した立場にある存在と捉え、かれらが里子との関係で日常的に経験する葛藤とこれへの対処を描くことを目的に研究し、里親が葛藤を抱えつつ、一般の家族・親子以上に近代家族規範に拘束される現状・その生起メカニズムを考察した。ただし、社会福祉諸制度と家族の交錯する所でケア行為やケア責任を担うことによる困難は世界共通であることがわかっていたが、日本と欧米諸国における里親制度の理念や実態の共通・相違について、実態調査以上の十分な理論的・実証的な検討はなされてこなかった。

2. 研究の目的

本研究は、里親たちを中心とする家庭養護養育者の経験する困難がいかなる社会文化的文脈より生起しているのかを社会的に解明し、国際比較から日本の特性を明らかにすることを目的とした。本研究をとおして、里親をはじめとする社会的養護一般への支援の示唆を得るほか、ケアの公私分担の議論に里親養育研究を位置づけ展望をひらくことを目指す。

3. 研究の方法

上述の目的のため、まず対象者を拡大した調査による国内知見の精緻化をおこないつつ、英国のフィールド調査を実施することとした。

これまで国内では長期の養育里親を中心に調査をしてきたが、施設と家庭の中間的形態として普及が期待される、ファミリーホームに着目した。ファミリーホームは里親の延長と位置づけられるが、第二種社会福祉事業に該当し「事業体」の側面をもつ。養育者の家庭で社会福祉事業として里子を育てる特性は、家族と社会福祉の交錯した立場を顕著に経験することが予想されたからである。2017・2018年度を通じて全国のファミリーホーム21ケース31人を訪問し、インタビュー調査とホームの見学の機会を得た。2019年度には補足的に2度目のインタビューを2ケースについて実施した。

さらに、国際比較をとおした里親経験の解釈の検討のため、2019年8月に英国の民間里親支援機関Barnardo's(以下、バナードス)のバーミンガム市事務所里親支援部門、子育て支援を担うChildren's Centre、養子縁組部門のAdoption plusを訪問した。里親制度は各国、各自治体による制度設計の違いが大きい、生みの親元に戻るか養子縁組するまでの短期間の養育が国際的にも一般的な里親制度において、英国では古くから日本と近い「長期里親(long term fostering)」が一定の地位を得ている。ほかにも職業里親など里親の種類は複数あるが、それぞれのすみわけと当事者らの養育経験の解釈はどのようになっているのか探索的研究が期待できるため英国を選定した。バナードスは英国でも最も歴史の長い民間チャリティ団体のひとつで、Dr. Barnardoによる設立以降150年以上にわたり、児童福祉領域の支援を牽引してきた。現在は社会的養護以外にも障害児サービス、子育て支援サービス、セクシュアルマイノリティやホームレスの若者支援など、実に幅広いサービスを提供する。

4. 研究成果

(1) ファミリーホームの現状と課題の把握 社会福祉制度に期待される「家庭」をめぐる

諸相

まず国内調査では、ファミリーホームの現状といくつかの課題の把握を行うことができた。視点としては、養育者たちの経験する困難がいかに生起しているか、ケアに関する家族と社会福祉の関係に着目した。社会福祉制度の所与とする「家庭性」「家庭」らしさ、「家庭」の価値や意義等をどうとらえ、問いつつこれとつきあうか、という軸が見いだされた。主要な知見は以下のようになっている。

家庭の曖昧さ：家庭養護の担い手として里親やファミリーホーム等への期待は明確に打ち出される一方、施設の小規模化などによってファミリーホームとグループホームの形態面での差異が不明瞭になりつつあることが、現場に混乱を生んでいた。とりわけ、家庭養護には「家庭」であることに重きが置かれる反面、現場では「家庭」であるとはそもそも何か曖昧だということが語られていた。曖昧であるがゆえ、わかりやすい「家庭」の要素として夫婦の重要性を挙げるケースは一定数存在した。夫婦ではない養育者の一部は、住まいと時間を共にすることを挙げた。多くの人が手探りの中で、試行錯誤の繰り返しによって養育の意味づけを重ねている様子が浮かび上がった。

専門性、職業化と家族・家庭であることの両立：ファミリーホームは、平成20年の児童福祉法改正で『小規模住居型児童養育事業』として実施され、それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化し、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とすることで相応の措置費を交付できる制度としたものである。相当の措置費を受けることで職業化するケースへの危惧もささやかれる。海外でも、専門職化と同時に、家族的ケアを提供することが里親の使命であるため、両役割の狭間で里親が経験する困難が生じると指摘されている（Schofield ほか 2013）。とくに今回の調査では、養育者が仕事をもたず FH 事業に専念する専業 FH への賛否、ファミリーホームや家庭養護の専門性の意味づけや仕事とみなすかどうか、等が争点となっていた。

介入・支援・評価：柏女（2017）の説明によれば『『公権力の家庭への介入性強化』とその一方における『子育て家庭に対する支援の強化』』という介入と支援のセットでの進捗が、子ども虐待防止施策に関してこの20年間の大きなポイントのひとつであるといわれてきた。とくに、児童相談所の援助過程では、家庭への介入をおこないつつ、子どもとその家族らの暮らしの再生を支援する。社会的養護実践の場においては、養育の仕方への様々な注意指導、不本意な措置解除や里親登録抹消、子どもの委託控え、ファミリーホームでは第三者評価も含まれる。調査からは、措置権をもつ行政機関との関係を気にして里子に対して腰が引け、本気で怒ることも難しい様子等が見えてきた。ファミリーホームも里親も後ろ盾のない個人である場合は多い。評価、介入や支援の際に、子どものためという軸がどのように挟み込まれ、養育者たちが弱い立場におかれることで生じる諸問題について、今後十分に読み解かれなければならないものと考えられた。

（2）異性愛法律婚夫婦像との距離

次に、追加の国内調査、英国のフィールド調査双方から、単身、法律婚でも単身赴任でファミリーホームの主養育者となっている者、セクシュアルマイノリティの里親のケースをもとに、異性愛法律婚夫婦像にとらわれない養育のあり方を考察した。

国内でも近年、社会福祉法人の運営するファミリーホームを中心に、20代や30代でこれから結婚を考える若い養育者、単身養育者が少しずつ現れている。数は少ないもののそうしたケースからは、教員や児童福祉関係等の子どものケアに関わる職歴と支援ネットワークをもち、その延長上に「家庭」での専門的な養育を実践する新しい姿も見えてきた。

英国では、バナードスの養子縁組部門である Adoption plus で、ゲイカップル等がセクシュアリティにかかわらず養親候補としてトレーニングを受け、子どもを縁組している実態があると聞くことができた。視察時点で、Adoption plus では3組のゲイカップル、3人のシングルの養親がいるそうであった。英国では、同性カップルの養子縁組は2002年から法律でサポートされ、2010年からは差別的な行為は違法となっている。バナードスのLGBT+の養親アセスメントプロセスは、そうではない養親のものと同じで、様々な背景をもつ子どもたちにとって良い親となれるかどうかの基本である。なぜ養育者になりたいのか、その人の柔軟性や人間関係のよさ、感情を理解して話すことができるか、などを支援機関側は知ろうとするのだという。帰国後文献を調べる中で、英国の実践現場でポピュラーなアセスメントガイド（Beesley 2020）でも、シングルの里親・養親申請者について言及があることを確認し、「両親のいる家族」のような一様な特徴より子どものニーズにもとづいて適切な家族をみつけて委託するべきという指摘には注目し、これを参考に考えるべきと考えられた。

（3）フォスターケアの多様性とその背景

さらに、フォスターケア、フォスタリングの射程の広がりを捉えた上で、里親経験日英比較を行った。

長期里親委託の意味：長期の里親委託（long-term fostering）が一つの地位を得ている英国であるが、あくまでそのオプションが最善である場合に選ばれるものであり、日本でよくみられるように委託が長引いた結果長期委託になるものとは一線を画す。ヒアリングでは永久里親（permanent foster care）として育てる選択肢についても説明され、それは養子縁組に行くに

は子どもの状態がチャレンジング過ぎ、かつ養子縁組するとパナードスや自治体からの専門的サポートが十分得られないため里親のまま養子縁組のように育てるケースで、養子縁組に近いことがわかった。

スペクトラムとしてのフォスタリング：パナードスでは、長期、短期、緊急里親は総称して「generic fostering」と呼ばれていた。性的被害に遭った／遭いやすい子ども (sexual exploitation)、主にアフガニスタンやシリアから親を伴わず子どもだけでやってきた移民希望の子ども (unaccompanied asylum) など支援度の高い子どもたちを養育する種類の里親として remand fostering の仕組みも知ることができた。加えて、障がいのある子どもで実親と住んでいるが、親にもレスパイトが必要なことから、おじさん、おばさんの家に行く感覚で里親のもとに週末に行くような特別な short break もあるという。司法のもとにある子どもや親のいない移民希望の子どもなど、日本では里親養育の対象とならないケースも多々含んでいた。他方で上述のような長期委託があり、そうしたスペクトラム状のすべてがフォスタリングに含まれる。

Remand Fostering：現地で詳細が明らかになった Remand Fostering は、当初の研究関心とは距離があったが、子どもの福祉におけるフォスターケアの展開の可能性を考えさせられるものであると明らかになった。Remand Fostering とは、犯罪をおかした子ども・若者の一部を対象に、裁判所の審理や判決を待つ短期間、インテンシブな里親委託が提供される仕組みである。少年院のような拘禁に至る前段階での予防・再犯防止を目指す流れに位置づけられ、いわゆる社会復帰支援の「入口支援」にあたる。Remand Fostering は里親の種類のみならず最も技術を要するが、里親キャリアの最上位に位置しステップアップしていくものとみなされるわけではなく、子どもたちの実情を知る中で自分の関心に合う種別を選んでいくようになるという。

英国の里親、養親の感覚と日本の感覚の違い：ヒアリングしたベテラン長期里親のひとり、日本の長期里親と同じように里子に「実子と同じように接する」と言っていたが、「実親は別にいる」と明確に意識し実親に代わるものとしては自己を位置づけていなかった。英国では社会的共同親の概念があり、親であることの一部を地方自治体、一部を親が担っていると考え。ヒアリングした別の長期里親のひとり、自治体の機能の一部を担っているという認識、プロフェッショナルな立場で、里親としてのご自身を捉えているということも語った。翻って日本の長期里親は英国の養子縁組と感覚的に近く、英国の一般的な里親養育とやや異なる感覚になることがうかがえた。こうした差異の背景には、英国では実親子の交流は裁判所命令という司法関与によって決まること、社会的共同親の理念等が存在するのであり、親そのものを代替するのではなく子どもの実親は別にいると明確に意識する里親の認識が醸成されると推察された。

本研究は開始当初、日本の里親たちの「公的な福祉の担い手」より「家族」の意味づけに傾くメカニズムを国際比較により相対化することを目指した。英国では在宅での実親支援の裾野の広さがあり、里親委託を要する場合でも里親支援機関のきめ細やかな育成プログラム等の支えが存在する。児童福祉を社会全体が担い、里親もまた社会福祉制度の重要な担い手である意識が育まれる土壌を垣間見ることができた。新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、再度英国に追加調査に行くことがかなわない等の事態になったが、引き続き取り組んでいく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 安藤藍	4. 巻 -
2. 論文標題 英国バナードス (Barnardo's) からみたスペクトラムな里親養育 「家庭養育」再考のヒント (近刊)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 白百合心理・社会福祉学研究 (近刊、備考欄URL参照)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 安藤藍	4. 巻 11
2. 論文標題 養育者の多様なライフコースとファミリーホームの長期的展望	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会的養護とファミリーホーム	6. 最初と最後の頁 58-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安藤藍	4. 巻 63
2. 論文標題 「養育里親の登録・研修・支援に関する調査」へのコメント	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 養子縁組と里親の研究 新しい家族	6. 最初と最後の頁 29-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安藤藍	4. 巻 287
2. 論文標題 福祉・人権の危機 COVID-19長期化がもたらす不安の蓄積と自助の懸念	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 生活経済政策	6. 最初と最後の頁 20-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安藤藍	4. 巻 516
2. 論文標題 英国のRemand Fosteringからみる児童福祉と少年司法の連携可能性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人文学報	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 安藤藍	4. 巻 第515巻3号
2. 論文標題 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) の現代的位置 社会福祉制度の『家庭性』	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 人文学報	6. 最初と最後の頁 85-104
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Ai ANDO
2. 発表標題 Expanding family diversity? Focusing on Relationships Between Former Foster Carers and Care Leavers
3. 学会等名 National Council for Family Relations Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 安藤藍
2. 発表標題 新潟県・新潟市の社会的養護
3. 学会等名 社会政策学会 第139回大会テーマ別分科会 「社会的養護改革の効果と課題 4つの自治体の事例から」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 安藤藍
2. 発表標題 ケアの『家庭性』と『有償性』をめぐって - 社会的養護の養育者の語りから
3. 学会等名 福祉社会学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 安藤藍
2. 発表標題 家族 / 社会福祉のインターフェイスにおける『家庭であること』の諸相
3. 学会等名 日本家族社会学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 相澤 仁, 澁谷 昌史, 伊藤 嘉余子編集	4. 発行年 2021年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 232 (第4章22ページ)
3. 書名 シリーズ みんなで育てる家庭養護1 『家庭養護のしくみと権利擁護』 担当: 第4章「家庭養育支援と家庭養護の役割」	

1. 著者名 中坪史典, 山下文一, 松井剛太, 伊藤嘉余子, 立花直樹編集	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 640 (担当 4ページ)
3. 書名 保育・幼児教育・子ども家庭福祉辞典 担当: 家庭養育、家族再統合、等	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------